

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年9月10日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

1 工事概要

- (1) 工事名 : 冷蔵ユニット取替工事
- (2) 工事場所: 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
冷蔵設備更新
- (4) 工期 : 令和9年3月12日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律 第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別 の格付を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請として完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長、又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
 ア 本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等を配置すること。
 イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。
 また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第363会計隊が発注した「2(4)と同種の工事のうち令和3年度以降令和5年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班 担当 魚住 TEL 0956-47-2166(内線2342) FAX 0956-34-1177(直通) Mail 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

②仕様書に関する問い合わせ先
〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地 業務隊管理科 担当 眞浦 TEL 0956-47-2166(内線2375)

(2) 入札説明書の交付期間等

- ア 交付期間 令和8年9月10日(木)から令和8年9月25日(金)まで
 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

- 3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

- 統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

- ア 提出期限: 令和8年9月25日(金)午後5時00まで
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限 令和8年10月13日(火)
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

- ア 日 時: 令和8年10月14日(水)午前10時00分
 イ 場 所: 相浦駐屯地会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金:免除

(3) 契約保証金:納付

実施要領は、契約締結後別に示す。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札

エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 :要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(14) 詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

- 1 工事件名：冷蔵ユニット取替工事
- 2 工事場所：長崎県佐世保市大湊町 6 7 8 番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
- 3 工事期間：契約締結日の翌日～令和 9 年 3 月 1 2 日（金）
- 4 工事概要：冷蔵設備老朽のため更新するもの。
- 5 一般事項
 - (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築（電気）工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」「公共建築（電気）改修工事標準仕様書（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
 - (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
 - (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・工事工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
 - (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
 - (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A 4 判アルバム（プリント可）に整理のうえ 1 部提出すること。
 - (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
 - (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
 - (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
 - (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、J I S 又は J A S マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
 - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ウ 安定的な供給が可能であること。
 - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
 - (10) 工事に必要な電気・水については官給しないものとするが、監督官との協議により国の施設から使用する場合はすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
 - (11) 駐屯地の出入門時間は、8 時 3 0 分～1 8 時 0 0 分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
 - (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定

の位置（場内運搬距離約 0.5km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を官側に提出するものとする。

(13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

(14) 請負者は下請等契約を行う場合は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、施工台帳等、官側が求める書類等を速やかに提出及び処置を行うこと。

(15) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第 24 条の 7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。

(16) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、●印が付いたものを適用する。

(17) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項

※[]内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

材料名	規格	数量	備考	材料検査
1 機械工事				
ア 冷蔵ユニット	AFLV-J4VHQ-B	1 セット	三菱電機	●
イ コンデンスユニット	ECOV-DM22WA-BGS	1 台	重耐塩害仕様	●
ウ ファンガード	LG-N37B	1 式		●
エ ユニットクーラー	UCL-D4VHB	1 台		●
オ クオリティコントローラー		1 式		●
カ 施工アンカー	M12・SUS	4 本		
2 配管配線工事				
ア 冷媒配管 20mm保温	φ 19.05	15m		
イ 冷媒配管 20mm保温	φ 9.52	15m		
ウ ドレン配管接続	25A	1 式		
エ ケーブル（冷却ファン用）	CV-23C	7m		
オ ケーブル（ヒーター用）	C V 3 . 5 - 4 C	7m		
カ ケーブル（制御用）	C V V 2 - 7 C	40m		
3 保温工事				
ア ステンレス銅板（屋内外）	150 A	15m		
イ ステンレス銅板（屋外）	エルボ 150 A	8 個		
4 電気工事				
ア 漏電遮断器（警報開閉器付き）	3P3E50AF/30AT30mA	1 個	●	
イ 漏電遮断器	3P3E50AF/15AT30mA	1 個	●	
ウ 配線用遮断器	2P30AF/3AT	1 個	●	
エ ケーブル	CV5.5-4C	11m		

オ 電線管(亜鉛メッキ)	G28	7m		
カ 電線管防水接手	F30	1 式		
キ 金属製可とう電線管	F30	3m		
5 撤去工事				
ア 機器撤去品運送		1 式		
イ 配線、配管、保温材		1 式		
ウ 冷媒ガス回収破壊処理		1 式	マニフェストを提出	
6 試験調整				
ア 気密試験・真空引き乾燥		1 式		
イ 冷媒ガス充填	メーカー規定量による	適量		
7 産業廃棄物収集運搬処理				
ア 廃プラ類、その他		1 式		

(1) 本工事で使用する材料については上記のとおりとする。

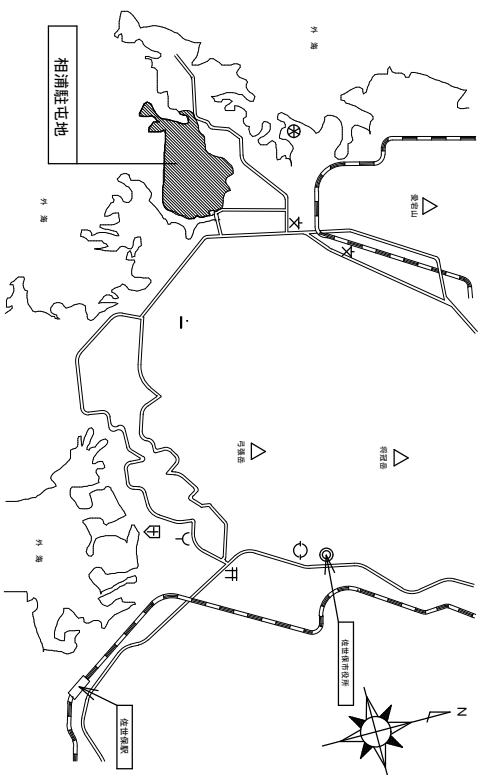
7 提出書類

(1) 種類・部数

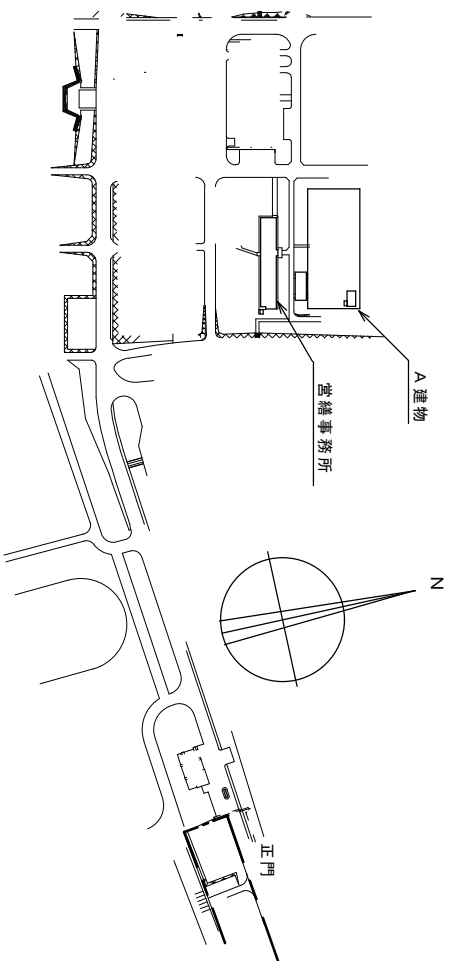
ア 工程表	1 部 (契約後すみやかに)
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1 部 (契約後すみやかに)
ウ 工事打合簿、工事日誌	1 部 (その都度)
エ 材料検査簿	1 部 (材料搬入時)
オ 使用材料承認願及び承認図等	1 部 (すみやかに)
カ 作業写真	1 部 (工事完了後すみやかに)
キ 工事内訳明細書	1 部 (契約後すみやかに)
ク 発生材引渡書	1 部 (必要時のみ、引渡時)
ケ 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し	1 部 (処分完了後速やかに)
コ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写し	1 部 (契約後すみやかに)
サ 施工体制台帳の写し	1 部 (工事施工前及び変更時)
シ 各種報告書、試験成績書等	1 部 (工事完了後すみやかに)
ス その他指示された書類 (その都度)	

(2) 提出方法

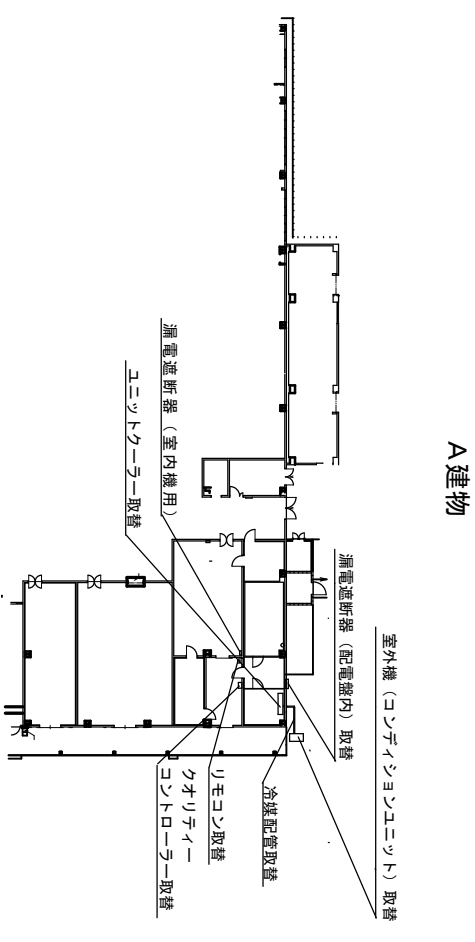
提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。



相浦駐屯地案内図 S=1/X



配置図 S=1/X



冷蔵ユニット撤去新設平面図 S=1/X

数 量 計 算 書

工事名：冷蔵ユニット取替工事

項 目		規 格	単位	数量	計 算 式		備 考
改修機械工事設備工事							
1	機械工事						
(1)	コンディショニングユニット（背面用網含む）	三菱電機：AFLV-J4V4VHQ-B	台	1.0	仕様書2/5	ドレンホースヒーター, クオリティーコントローラ含む	1.0 重耐塩害仕様
配管配線工事							
2	配管配線工事						
(1)	冷媒配管 同上継手	Φ15.88	m	15.0	仕様書2/5		15.0
(2)	冷媒配管 同上継手・接合材含む	Φ9.52	m	15.0	仕様書2/5		15.0
(3)	ケーブル	CV2-3C	m	7.0	仕様書2/5		7.0
(4)	ケーブル（ヒーター用）	CV3.5-4	m	7.0	仕様書3/5		7.0
(5)	ケーブル（制御用）	CVV2-7	m	40.0	仕様書3/5		40.0
(6)	アンカーボルト	M12・SUS	本	4.0	仕様書3/5		4.0
保温工事							
3	保温工事						
(1)	ステンレス銅板（屋内外）	150A	m	15.0	仕様書3/5		15.0
(2)	ステンレス銅板（屋外）	エルボ 150A	個	8.0	仕様書3/5		8.0
(3)	ステンレス銅板（屋内）	ステンレス銅板手加工	式	1.0	仕様書3/5		1.0
改修電気設備工事							
4	電気設備工事						
(1)	漏電遮断器（警報開閉器AL付）	3P3E50AF/30AT30mA	個	1.0	仕様書3/5		1.0
(2)	漏電遮断器	3P3E50AF/30AT30mA	個	1.0	仕様書3/5		1.0
(3)	配線用遮断器	2P30AF/3AF	個	1.0	仕様書3/5		1.0
(4)	CVケーブル	CV5.5-4C	式	1.0	仕様書3/5		1.0
(5)	電線管（亜鉛メッキ）	G28	m	11.0	仕様書3/5		11.0
(6)	電線管無粋接手	F30	m	7.0	仕様書3/5		7.0
(7)	金属製可とう電線管（ビニル被覆付）	F30	式	3.0	仕様書3/5		3.0

数 量 計 算 書

工事名：冷蔵ユニット取替工事

項 目		規 格	単位	数量	計 算 式		備 考
改修機械撤去工事							
5	撤去工事						
(1)	冷蔵ユニットセット	三菱電機：	台	1.0	仕様書3/5	1.0	
(2)	電線、漏電遮断器類費		式	1.0	仕様書3/5	1.0	
(3)	冷媒ガス回収破壊処理	R22	式	1.0	仕様書3/5	1.0	
(4)	冷媒配管撤去（液管）	Φ15.88	m	24.0	仕様書3/5	24.0	
(5)	冷媒配管撤去（ガス管）	Φ38.10	m	24.0	仕様書3/5	24.0	
(6)	保温材撤去(ステンレス銅板)		m	19.0	仕様書3/5	19.0	
改修電気撤去工事							
6	試験調整						
(1)	気密試験・真空引き乾燥	窒素ガス	式	1.0	仕様書3/5	1.0	
(2)	真空引き		式	1.0	仕様書3/5	1.0	
(3)	冷媒ガス充填		式	1.0	仕様書3/5	1.0	
産業廃棄物収集運搬処理							
7	産業廃棄物収集運搬処理						
(1)	廃プラ類、その他		式	1.0	仕様書3/5	1.0	

入 札 説 明 書

第363会計隊の冷蔵ユニット取替工事に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年9月10日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊長 酒井 博未
〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678

3 工事概要

(1) 工事名

冷蔵ユニット取替工事

(2) 工事場所

長崎県佐世保市大湊町678 陸上自衛隊相浦駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工期

令和9年3月12日まで

(5) その他

本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7年・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、4(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「電気」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、上記4(4)の工事を施工した実績を有すること

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所

、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号(CCP)）（13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号(CCP)）（19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号（27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号（28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は属表第1のとおりである。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 2級電気工事施工管理技士及び第1種電気工事士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・電気工事においてこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確

認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号（28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 第363会計隊が発注した「4(4)と同種の工事」のうち、令和3年度以降令和5年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合

同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合(共同企業体を含む。)の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。(別紙様式第1又は別紙様式第2を提出するものとする。)

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。

(1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678

陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班 担当 魚住

TEL 0956-47-2166(内線2342)

FAX 0956-34-1177(直通)

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4 (2) の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4 (1)、及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4 (2) から(4) までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4 (2) から(4) までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間

令和8年9月10日から令和8年9月25日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記6に同じ。

(2) 申請書は、属紙第1により作成する。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4 (7) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、属紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名

停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年9月29日（火）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

上記7(4)の通知の日から令和8年10月6日まで（行政機関の休日を除く。

）の毎日、午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。)

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年10月13日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出方法

書面（様式自由とする。）を上記 6 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 8 年 1 0 月 9 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和 8 年 9 月 1 0 日から令和 8 年 1 0 月 1 3 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで（正午から午後 1 時までに間を除く。）上記 6 において閲覧に供する。

10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

イ 提出場所

上記 6 に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを 1 つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として 2 回を限度とする。ただし、2 回目の入札において落札者がいない場合は、3 回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第 9 9 条の 2 の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除 ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（２年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の１以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した仕様書にある構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した仕様書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する仕様書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記10(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記10(1)イを参照。

ウ 提出方法

上記10(1)ウに同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和8年10月14日（水）午前10時00分

イ 開札場所

相浦駐屯地会計隊入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については別示する。
- (6) 入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制について確認のため、別紙様式第3から別紙様式第6までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入

札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。
- (4) 低価格入札に係る特別重点調査

ア 特別重点調査の実施に係る連絡等

(ア) 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な下記3に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

- (イ) 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。
- (ウ) 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情を聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
- (エ) 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

イ 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

(イ) 過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号。２８．３．３１）別表第２第１５項により指名停止を行う。

ウ 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式 15）を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

エ 関係資料の公表

(ア) 契約担当官等は、誓約書（様式 15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

(イ) アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

オ 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

(ア) 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

(イ) 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

カ その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、ア（ウ）の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第 9 条第 2 項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

キ 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、陸幕会第 1 1 5 0 号（２７．１２．２）「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（通達）別紙防整施第 6 9 3 1 号（２８．３．３１）付紙 1 第 3 項に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊幹部候補生学校で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件（4(7)イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約は行わない。

19 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21 支払い条件

前払金等

請負金額が300万円以上の場合、請負金額の40%以内で申請することがで

きる。但し、申請する者は前払金保証に関する保証証書を前金払前に提出し許可を受けるものとする。

22 火災保険付保の要否
要

23 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間：令和8年9月29日から令和8年10月13日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は上記6に同じ。

24 関連情報を入手するための照会窓口
上記6に同じ。

25 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第 3 6 3 会計隊長 酒井 博未 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

令和 8 年 9 月 1 0 日付けで入札公告のありました冷蔵ユニット取替工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと、入札説明書 4 (1 0)、(1 1) の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 7 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 7 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 7 (3) エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書 7 (3) ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注 1) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注 2) 4 項は提出者のみ記載して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。) 円
	工 期	年 月～ 年 月
	受 注 形 態	単体／ J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

		会社名
項 目		主任技術者又は監理技術者
氏 名		
最 終 学 歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する)
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申請時に おける他 工事の従 事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名：

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊相浦駐屯地

第 3 6 3 会計隊長 酒井 博未 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、過去 5 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊相浦駐屯地

第363会計隊長 酒井 博未 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。